

甲南女子学園役員報酬規程

令和元年12月18日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人甲南女子学園（以下「学園」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員報酬、賞与、退職金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長、校長を含む）として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職金、その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、甲南女子学園教員給与規程、甲南女子学園専任職員給与規程、甲南女子学園専任教員退職金規程、甲南女子学園専任職員退職金規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、役員として交通費相当額を支給する。
- (4) 理事のうち、理事小委員会出席理事（常勤理事及び職員理事を除く。）に対しては、退任慰労金を支給する。
- (5) 役員のうち、在任通算期間が10年以上の理事（理事長、副理事長、常勤理事及び職員理事を除く。）及び監事に対しては、退任感謝金を支給する。

(報酬額の算出方法)

第4条 常勤理事に対する報酬月額は、次の各号に掲げるものを支給する。

- (1) 俸給 国家公務員指定職俸給表を準用し、号俸は理事長が決定する。
 - (2) 地域手当 俸給の定率相当額とする。定率は国家公務員の例を準用して支給する。
 - (3) その他の手当 支給しない。
- 2 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 3 常勤理事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 4 常勤理事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 非常勤理事及び監事に対する交通費相当額は、理事会等会議への出席、監事監査等への出席、その他法人業務のための出席の都度、1日1万円とする。

(賞与)

第5条 常勤理事に対する賞与は、6月及び12月の年2回支給するものとし、支給日に在職する常勤理事に対し、専任教員の支給率に準じて支給する。

(通勤手当)

第6条 交通機関を利用して通勤する常勤理事には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給額等については、国家公務員の例を準用する。

(退職金)

第7条 常勤理事に対する退職金は、甲南女子学園専任教員退職金規程を準用して支給する。

(退任慰労金)

第8条 理事小委員会出席理事（常勤理事及び職員理事を除く。）が1年以上その任にあって退任したときに退職慰労金を支給するものとする。

2 退任慰労金の支給額は、年額25万円とし、在任期間に年額を乗じて得た額を支給の基準とする。

3 在任通算期間の計算は、理事又は監事の就任から退任までの年数とし、在職1年未満の端数月は、1年として計算するものとする。

(退任感謝金)

第9条 在任通算期間が10年以上の理事（理事長、副理事長、常勤理事及び職員理事を除く。）及び監事は、退任感謝金の支給対象とし、支給の可否は理事小委員会で決定するものとする。

2 退任感謝金の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 在任通算期間が10年以上から20年未満の場合 10万円
- (2) 在任通算期間が20年以上の場合 20万円

3 在任通算期間の計算は、理事又は監事の就任から退任までの年数とし、在職1年未満の端数月は、1年として計算するものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、支給日が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合は前営業日に支給するものとする）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヵ月以内

2 非常勤理事及び監事に対する交通費相当額は、業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第11条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費は、甲南女子学園旅費規程を準用して支給する。

(公表)

第12条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 甲南女子学園役員退任慰労金規程（昭和53年4月1日）、甲南女子学園役員等交通費支給内規（平成4年3月7日）、甲南女子学園常勤役員報酬規程（平成12年5月27日）、甲南女子学園理事等退任感謝金内規（平成29年6月16日）は廃止する。